

「池田市観光案内施設運営業務委託」に関する質問への回答（受付順）

No	質問文（原文抜粋）	回答
1	以前に利用できたフリー Wi Fi は無料で使用できますか？	案内所に設置している大阪Free-wi-fiについては使用できます。その他のwi-fiについても使用はできますが名義変更など行っていただく必要があります。
2	湯沸かし器、ガスコンロ、冷蔵庫、製氷機、ソフトクリームメーカーは使えますか？	湯沸かし器は既設の設備ですのでご使用いただけます。その他機器については前受託者の資産になります。ご使用にあたっては前受託者と協議する必要があります。
3	内外装のリフォームは可能ですか？	可能ですが一部前委託者の資産になりますので協議が必要です。工事するにあたっての費用は受託者負担になります。
4	委託料から パソコン・ 備品・ 物品の購入は可能ですか？	可能です。
5	観光案内所の月額賃料はいくらになりますか？また、その賃料は委託料から差し引かれますか？	要項にも記載の通り、物販を行っている面積に路線価を参考に算出された額（7,000円）を乗じた金額を家賃としてお支払いいただきます。物販に供する部分の面積によるので家賃を一概にいくらとは申し上げることができません。委託料は市から受託者にお支払いし、賃料は受託者から市にお支払いいただくものであり、差し引きなどは行いません。
6	火災保険・地震保険などの保険料は受託者の負担になりますか	各種保険は受託者がお支払いください。
7	案内所前の車両の撤去は可能ですか？また可能な場合、撤去費用は受託者の負担ですか？	可能です。前受託者において撤去いただきます。
8	コロナの1日あたりの感染者数が29日で221名、30日で190名と発表されていますが、観光案内所の休館は1日あたりの感染者数で何名とお考えでしょうか？	市独自の休館基準は設けておりません。国・府の休業要請などに準じます。
9	コロナで休館の場合、委託料は減額になりますか？	なりません。
10	（コロナウイルスで休業を余儀なくされたとき委託料が）減額する場合の基準があれば教えてください。	委託料は減額しません。
11	コロナ感染予防対策費は委託料に含まれていますか？	含まれています。
12	現在使用している名称やサイトなど含めて引き継いで運用可能か	名称）観光案内所の名称は使用可能です。チキチキ探検隊アンテナショップの名称については販売する商品にチキチキ探検隊実行委員会で作成している冊子などに掲載されているものが含まれている必要があります。 広報）受託者が決定し観光案内所が再オープンすれば、市ホームページ・観光協会ホームページ・各種チラシで紹介させていただきます。
13	運営時間について、09：30～16：30（火曜日定休日）とするのか	運営時間については受託者と協議の上決定しますが周辺店舗などとの調整が必要となります。
14	現在までに使用していた機器、商材は使用可能かまた食品や物販に関して取引、納品していた企業様を紹介して頂く事は可能か	使用していた機器・商材については前受託者の資産になりますのでご使用にあたっては前受託者と協議する必要があります。取引先の企業について、紹介は可能です。
15	前年の収支表を参考資料として提示いただけるのか	収支表については提示できませんが前年の総売り上げと総入場者数は以下の通りです。 総売り上げ：10,324,951円 総入場者数：45,333人
16	現地の平面図をいただくことは可能か	可能（別途添付）
17	インフラは既に整った状態で引き渡していただけるのか。現状のインフラの状態をご教示いただきたいです	インフラについては一部名義変更を行って引き続き使用することができます。現状、電気・水道・電話・インターネットが開通している状態です。各種使用料については受託者の負担となります。
18	食品衛生責任者を現場責任者で置く必要があるのか	飲食物を提供する場合は食品衛生責任者が従事する必要がありますが、必ずしも現場責任者である必要はありません。
19	現在、現場は休館中ですが、現場を拝見することは可能か	見学を希望する場合はご連絡ください。 問合せ：072-754-6244（空港・観光課 8:45～17:15）